

学校ネットワークシステム再構築及び
運用保守業務

優先交渉権者選考方法

令和元年 8 月

甲府市教育委員会

1 優先交渉権者の選考方法及び得点配分について

1.1 優先交渉権者の選考方法

- (1) 優先交渉権者については、基本要件及び各機能要件並びにヒアリングにより評価する技術点と、提案価格から評価する価格点を指標として、「2 技術点、価格点の採点方法について」に定める採点方法により算出された技術点、価格点の合計点が最も高い者に決定する。ただし、次の条件を満たすことを前提とする。

【前提条件】

- ・提案価格が「提案上限額」の範囲内であること。
 - ・仕様書で示す各機能が網羅されていること。
 - ・履行期間内で作業スケジュールが組まれていること。
- (2) 最高得点者が2者以上あった場合は、技術点が上位の者を優先交渉権者とする。それでも優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

1.2 技術点・価格点の配分

点数については、合計140点満点とし、得点配分については次のとおりとする。

合計点 140点	技術点 120点
	価格点 20点

得点配分の詳細については、別紙「優先交渉権者選考審査基準」を参照すること。

2 技術点、価格点の採点方法について

2.1 技術点の採点方法

(1) 企画提案書の評価

企画提案書の評価にあたっては、別紙「優先交渉権者選考審査基準」に記載のとおり、評価分類、配点、評価基準を設定し、評価を行う。各評価基準の採点にあたっては、0点から5点の6段階による評価を行い、必要に応じて評価の根拠等をコメント欄に記述する。

また、0点から5点の判断基準については、次の基準とする。

評価点	判断基準	
5点	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。	(期待レベルを大きく上回る。)
4点	創意・工夫がある。	(期待レベルを上回る。)
3点	平均的な内容である。	(ほぼ期待レベル通りである。)
2点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。	(期待レベルをやや下回る。)
1点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。	(期待レベルを大きく下回る。)
0点	指定した記述項目が網羅されていないか、網羅されていても不適切な記述内容である。	

評価分類の小項目（以下「小項目」という。）ごとの評価点については、各評価者の合議による評価点をもって、その得点とする。

小項目の得点と小項目の満点（＝5点）の比率に、小項目の配点を掛けて小項目ごとの技術点を算出する。

この小項目ごとの技術点を合計し、評価分類（大項目）の技術点とする。

以上のことから、各評価分類（大項目）の提案書評価点は以下に示すとおり算出する。

「各評価分類（大項目）の提案書評価点」

【第1段階】

小項目の技術点

＝（小項目の得点／小項目の満点（＝5点））× 小項目の配点

【第2段階】

各評価分類（大項目）の提案書評価点

＝大項目内の小項目技術点の合計

2.2 価格点の採点方法

情報システムサービスの品質を確保するため、提案価格の下限を提案上限額の80%とする。提案価格が、提案上限額と同額の場合を0点とし、提案下限額を20点とする。

価格点の採点については、以下の計算式で算出する。

$$\text{価格点} = \frac{\text{提案上限額} - \text{事業者の提案価格}}{\text{提案上限額} - \text{提案下限額}} \times 20$$

(小数点以下第2位を四捨五入)

- ① 提案価格が提案上限額の80%以下の場合は、一律、20点とする。
- ② 提案価格については、必要に応じて、価格調査を行う。